

国土を**整**え、全力で**備**える



国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

平成 27 年 6 月 17 日
中国地方整備局

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者会
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ
山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

『中間前金制度導入率 管内自治体の市で9割越え、 全体でも7割を超える』

～管内の中間前払金及び地域建設業経営強化融資制度導入状況について～

中国地方整備局では、建設企業の資金調達円滑化を図るため中間前払金及び地域建設業経営強化融資制度の導入要請を各自治体へ向け行っております。

西日本建設業保証（株）の調査による平成27年4月1日時点の両制度の導入状況ですが、中間前払金制度については中国地方整備局管内の107市町村のうち77市町村（71%）で導入されており平成26年4月1日時点の導入状況と比べると1年間で8市町村が導入し、増加率は約11.5%増と大きく伸びました。また地域建設業経営強化融資制度については46市町村（42%）で導入されており、平成20年11月の制度開設から平成27年2月末まで累計で約550件・約104億円の利用実績となっております。導入状況や制度の概要は次頁に記載しております。

平成27年1月30日に策定された改正品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の中で中間前払金制度や地域建設業経営強化融資制度を活用し、元請業者の資金調達の円滑化を図ると明記されており中国地方整備局では引き続き制度未導入の自治体に対し導入要請を行ってまいります。

平成27年4月1日時点においての各市町村の導入状況は別表のとおりです。

<本件に関する問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）

【担当】 建政部 計画・建設産業課長 いわふね 岩船 しんや 真哉 （内線6121）
建政部 計画・建設産業課長補佐 たていわ 立岩 あきら 晃 （内線6142）

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 ひらかわ 平川 まさふみ 雅文 （内線2117）
企画部 環境調整官 たお 田尾 かずなり 和也 （内線3114）

◎制度導入状況の概要

①中間前払金制度

- ・平成26年4月1日以降に新たに制度を導入した自治体 8の自治体
平成26年10月導入 岡山県笠岡市
平成27年 4月導入 鳥取県湯梨浜町、八頭町、山口県岩国市、柳井市、和木町、岡山県新見市、鏡野町
- ・平成26年4月1日時点から自治体の導入状況の増加率 11.5% (69から77)
- ・中国5県54市のうち50市(92%)で導入済み
- ・昨年1年間の間で平成26年度当初から制度を導入している自治体のうち約92.7%で制度が活用された。

②地域建設業経営強化融資制度

- ・平成26年4月1日以降新たに制度を導入した自治体 4の自治体
平成27年 2月導入 広島県海田町
平成27年 3月導入 島根県邑南町、広島県坂町
平成27年 4月導入 島根県益田市
- ・平成20年11月の制度開設から平成27年2月末までの利用実績累計
全国 約18,400件 約4,430億円
中国地区 約 550件 約 104億円

◎制度の概要

①中間前金払制度

公共工事で全体工事の進捗の1/2経過したこと等を条件に前払い金10分の4に加えて、10分の2の金額の前払いをさらに受けることができる制度

②地域建設業経営強化融資制度（別紙）

工事の出来高が半分を超えた後、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者に譲渡することにより、事業協同組合又は一定の民間事業者から9割まで低利で融資を受ける事ができる制度。

中間前金払制度導入状況（中国地方整備局管内）

平成27年 4月1日

■ 中間前金払制度

中国5県の107市町村のうち、中間前金払制度については、77市町村（71％）で導入。平成26年10月から新たに岡山県笠岡市が平成27年4月から鳥取県湯梨浜町、八頭町、山口県岩国市、柳井市、和木町、岡山県新見市、鏡野町が整備・運用を開始した。

◇鳥取県内

* 市	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市 計4/4市
* 町・村	北栄町、 湯梨浜町、八頭町 計3/15町村

◇島根県内

* 市	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市 計8/8市
* 町・村	奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 計11/11町村

◇岡山県内

* 市	岡山市、倉敷市、津山市、真庭市、井原市、高梁市、備前市、瀬戸内市、総社市、赤磐市、浅口市、 笠岡市、新見市 計13/15市
* 町・村	久米南町、美咲町、 鏡野町 計3/12町村

◇広島県内

* 市	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市 江田島市、大竹市 計14/14市
* 町	府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町 計9/9町

◇山口県内

* 市	山口市、下関市、宇部市、萩市、美祢市、山陽小野田市、防府市、周南市、長門市 柳井市、岩国市 計11/13市
* 町	和木町 計1/6町

※上記導入状況は西日本建設業保証（株）調査による。

※上記青字で大文字は昨年1年間で新たに導入した市町村です。

地域建設業経営強化融資制度導入状況（中国地方整備局管内）

平成27年 4月1日

■ 地域建設業経営強化融資制度

中国5県の107市町村のうち、地域建設業経営強化融資制度については、46市町村（42%）で導入。平成27年2月から新たに広島県海田町、平成27年3月から島根県邑南町、広島県坂町、平成27年4月から島根県益田市が整備・適用を開始した。

◇鳥取県内

* 市	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市 計4/4市
* 町・村	岩美町、智頭町、三朝町、湯梨浜町、日南町 計5/15町村

◇島根県内

* 市	松江市、浜田市、出雲市、大田市、江津市、安来市、雲南市、 益田市 計8/8市
* 町・村	邑南町 計1/11町村

◇岡山県内

* 市	岡山市、倉敷市、井原市、浅口市 計4/15市
* 町・村	計0/12町

◇広島県内

* 市	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中市 計14/14市
* 町	世羅町、神石高原町、府中町、安芸太田町、北広島町、熊野町、 海田町、坂町 計8/9町

◇山口県内

* 市	山口市、周南市 計2/13市
* 町	計0/6町村

※上記導入状況は西日本建設業保証（株）調査による。

※上記青字で大文字は昨年1年間で新たに導入した市町村です。

元請建設企業のみなさんへ

『公共工事等の受注に伴い、保証人・不動産担保なく、
融資を受けたいときは・・・』

制度が延長されました！！

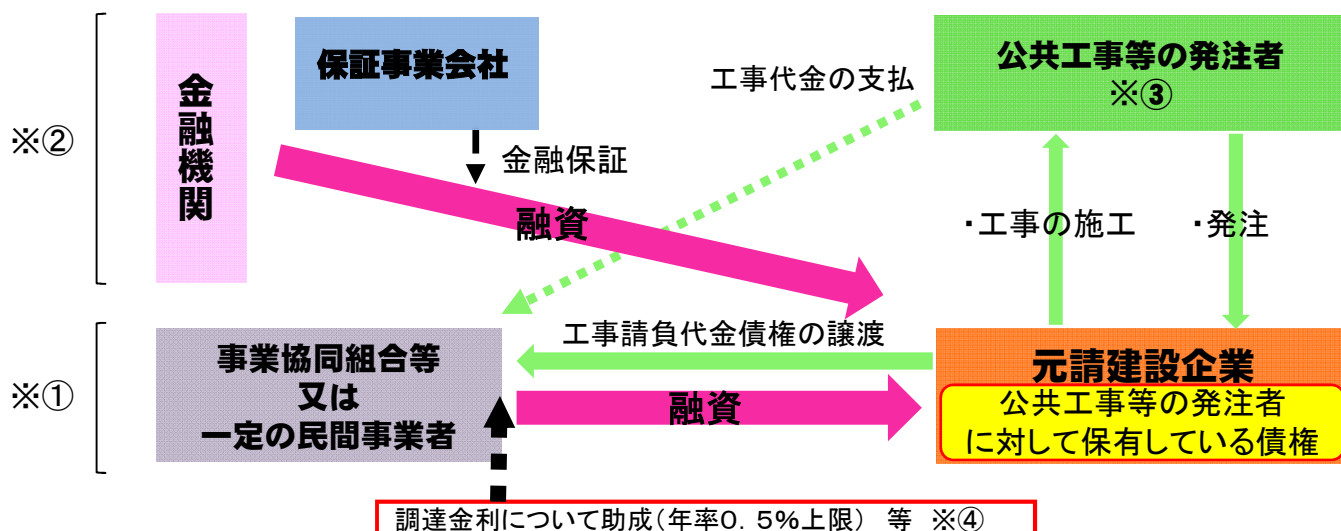
地域建設業経営強化融資制度



公共工事等の請負代金債権を担保に、低利で融資を受けられます。
未完成部分の施工に要する資金も融資を受けやすくなります！

制度の概要

- 受注した公共工事の出来高が5割に達した場合、出来高に応じて融資を受けられます（複数回利用可）。貸付金利は、事業協同組合等への助成措置により低利となります。
- 未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、保証事業会社の金融保証により、融資を受けやすくなります。
- 公共性のある民間工事を受注した場合や東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等(がれきの処理等)を受注した場合も対象となります。



- ※①: 工事の出来高部分までの融資(事業協同組合等又は一定の民間事業者が融資)
- ※②: 工事の出来高を超える部分の融資(保証事業会社の金融保証を受け、金融機関が融資)
- ※③: 公共工事・公共性のある一定の民間工事(病院、福祉施設、PFIなど)及び東日本大震災の被災地域における災害廃棄物の撤去等の発注者
- ※④: 東日本大震災の被災地域(岩手県、宮城県、福島県の区域に限る。)においては、調達金利について助成(年率1.1%上限)等
(注)本事業に係る助成金等を支出している建設業金融円滑化基金が、すべて取り崩された場合には、その時点で助成等は終了します。

制度のお問い合わせはこちらへ

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233
東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906
北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572
近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186
四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331
沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910
(一財)建設業振興基金 金融支援部	03-5473-4575

融資のご相談はこちらへ

※①・③について
融資を行っている事業協同組合等及び北保証サービス株式会社、株式会社建設経営サービス、株式会社建設総合サービスについては、財団法人建設業振興基金のホームページをご覧ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka.html>

※②について
北海道建設業信用保証株式会社 011-221-2092
東日本建設業保証株式会社 03-3545-5125
西日本建設業保証株式会社 06-6543-2944
(順不同)

～制度の期限が平成28年3月31日まで延長されました～ 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(平成27年3月更新)